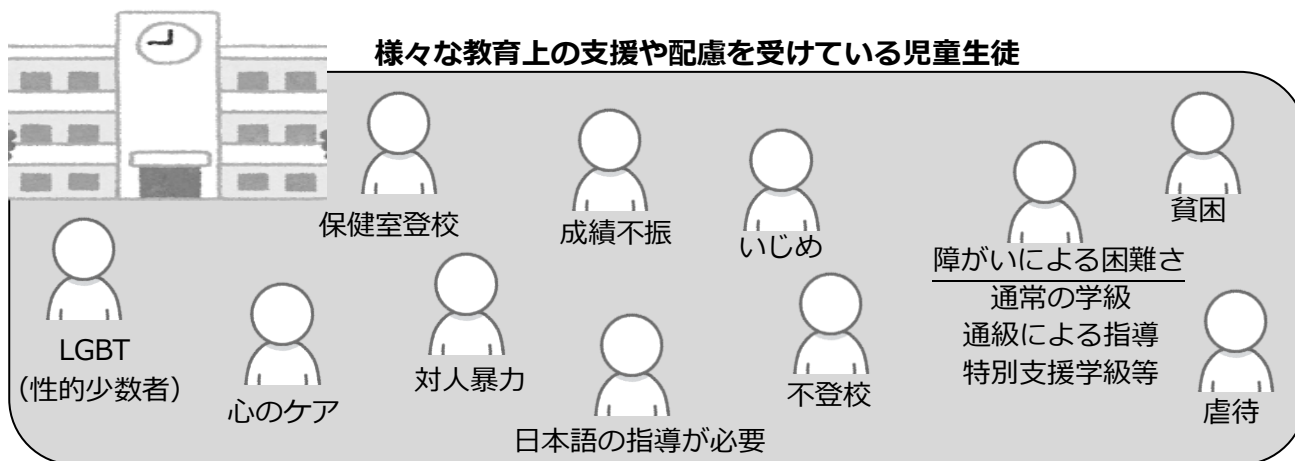


(1) 多様性を認め合う学級づくり

(a) 学校にいる多様な子どもたち

地域の小・中学校、高等学校の中には、障がいのある児童生徒だけでなく、様々な教育上の支援や配慮を受けている児童生徒がいます。



【例えば、データから見てみると】

- 小・中学校の通常の学級で、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は 6.0%^{*1}
- 高等学校で、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は 2.4%^{*1}
- 就学援助対象児童生徒の本県の割合は 14.40%^{*2}
- 本県の不登校の児童生徒は 1000 人当たり 16.9 人^{*3} (全国：1000 人当たり 15.1 人)

このような状況においては、「障がいがあるから、支援や配慮をする」のではなく、**「すべての児童生徒に、必要な支援や配慮を行う」という視点が大切になってきます。**

つまり、障がいによる困難さをもっている児童生徒だけでなく、すべての児童生徒とすべての教師の多様性を互いに認め合い、尊重し合う土台が必要となります。

(b) 多様性に向き合う学級づくりが社会にどうつながるか

ユネスコ・特別なニーズ教育に関する世界会議で採択された「サラマンカ声明」(1994 年) にそのヒントが書かれています。

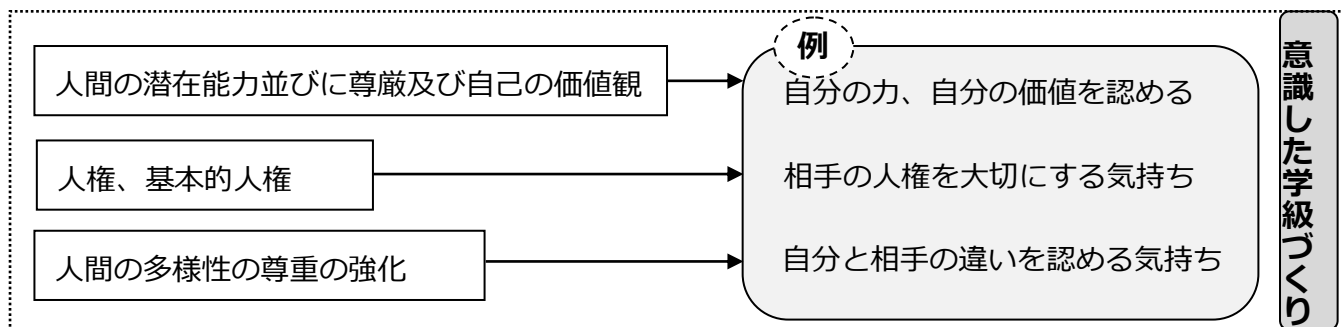
あまりにもしばしば質の低い指導をしたり、教育に対し、「一つの寸法に合わせる」式の考え方を結果としての、希望を粉みじんに打ち砕いたり、資源を浪費することを避けさせることに、児童中心の教育学は助力できる。さらに児童中心の学校は、すべての人びとの相違と尊厳とを尊重する人びと中心の社会を築き上げるための訓練場といえよう。

参考：国立特別支援教育総合研究所「特別支援教育法令等データベース 総則 / 基本法令等 サラマンカ声明」
 <http://www.nise.go.jp/blog/2000/05/b1_h060600_01.html>

* 1：福島県教育委員会「発達障がいの可能性のある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」(平成 30 年)
 * 2：福島県教育委員会「福島県の教育の現状分析-SWOT のバックデータ集-」(平成 29 年)
 * 3：福島県教育委員会「頑張る学校応援プラン～ふくしまの挑戦と戦略～」平成 29 年 3 月策定 (令和 2 年 3 月一部改訂)

(c) 障害者権利条約*4から考える認め合える学級づくりとは

障害者権利条約の第24条(教育)の1(a)の内容から考えると



配慮や支援を認め合える学級・あるがままの自分でいられる学級



お互いを認め合える学級になっていますか？

あるがままの自分でいられる環境の中で、私たちは、自分を肯定的に理解したり、自分にとって必要な支援や配慮を頼んだりしながら、最大限の力を発揮することができます。

(d) 学級づくりに必要な視点は？

国立特別支援教育総合研究所『すべての教員のためのインクルーシブ教育システム構築研修ガイド』ジアース教育新書(平成26年)の中に、学級づくりのポイントは次のように述べられています。

障害の有無に関わらず、教員が多様な子どもたち一人一人の特性や状況を理解し、学級内で適切な人間関係を形成することは、インクルーシブ教育システムを進める上で基本的な土壌となります。

学級づくりの中核的要素としては、「集団づくり・仲間づくり」と「ルールづくり」があげられます。



具体的なアイデアや演習等に関しては、『☆多様性を認め合う学級づくり・授業づくりのためのコーディネートアイデア(例)』(48p)をご覧ください。

**「お互いを認め合う」
当たり前だが、それが実に難しい。**

*4:「障害者の権利に関する条約」のこと。詳しくは第I章-1(4)⑤『障害者の権利に関する条約』(17p)をご覧ください。